

医療情報取得加算について

当院は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報取得加算の算定医療機関）です。
国が定めた診療報酬算定要件に従い、下表のとおり診療報酬点数を算定します。

区分	マイナ保険証利用 （情報取得同意）	点数
初診	する	1 点
	しない	3 点
再診 （3 月に 1 回）	する	1 点
	しない	2 点

正確な情報を取得点活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご理解とご協力をお願いします。

独立行政法人国立病院機構
霞ヶ浦医療センター院長